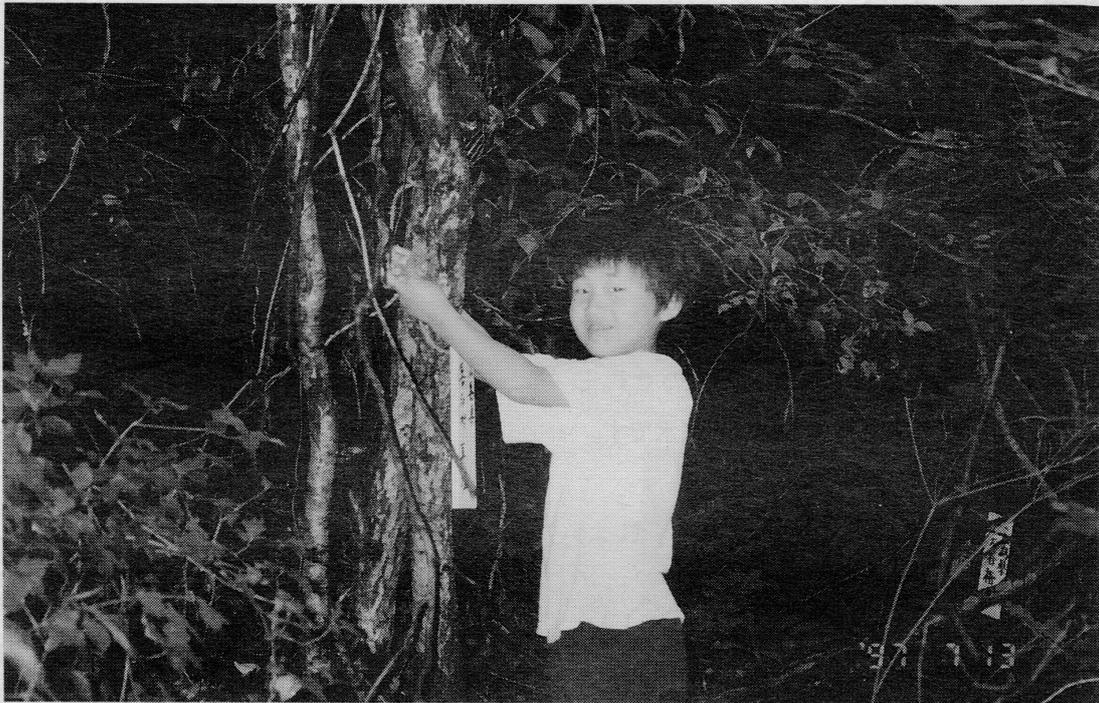


子らに伝えたい 瀬戸内の山と海



「広瀬」を守る産廃処分場反対トラスト札かけ (97.7.13)

目 次

過疎からの脱出の軌跡、立ち木トラストまで (広瀬の自然と環境を守る会)	1. 2
田房ダム「東広島」水源の森基金 (西尾 俊博)	3
北九州市、曾根干潟より (山本 哲江)	4
瀬戸内海を守る瀬戸内法を (服部 豊)	
<報告 瀬戸内法改正プロジェクト>	5. 6
第二、第三の豊島を作らないために、 美しい豊島を取り戻すために (松本 宣崇)	7. 8
総会報告 (広島事務局)	9
各地事務局から	10

過疎からの脱出の軌跡、立ち木トラストまで 広瀬(福山市加茂町)の人々

(広瀬の自然と環境を守る会)

<プロローグ>

1993年のある日、広瀬の主な役職の人々で作る教育後援会が、保育園の廃園と小学校の児童減少による先生の削減問題を話し合っていました。勿論、教育施設の廃止・削減は、地域の過疎化に拍車をかけるとの認識によるものです。

学校の衰退は地域の衰退でもあり、それがまた広瀬から里への移住という悪循環を生み、そして高齢であるが故の人口減少と言うダブルの過疎化へと繋がっています。吉備高原の西の端の山中に、空き家がポツンポツンと点在するのが現実でした。

こんな状況の中、広瀬を愛し、自然の暮らしを愛する残った人々には、危機感も手伝って、地域を守ろうとする意識が、はっきりとできあがってきています。

<ある一家の転入>

1994年、教育委員会の熱心な誘いにより、都市部でアクセク働き続け挙げ句の果てに病気と言うハンディを背負った一家が、病気療養と言う名目で移住してきました。しかし、子供二人の増加では学校としても焼け石に水です。

<空き家バンクの設立>

その後も、空き家の活用によって、この現状を打破しようと会合は持つのですが、よい案は出ませんでした。

しかし、山の上から町を眺めて暮らす思いと、町での生活から自然を求める思いのギャップをすでに受け入れた側も受け入れられた側も気付いていたのです。

ダメで元々だ、全国に向けて受け入れをしようと言う案が、1995年の教育後援会の総会で承認されたのです。

田舎の便利の悪い所に、しかも全国から人が集まるはずはないという思いもありましたが、新しく住民になった人も含め、活動的に即実行できるメンバーとして7人が「受け入れ実行班」として選ばれたのです。

自然を愛し畑で野菜を作り田舎暮らしをしたい人は必ずいると言うプラス発想のもと<空き家バンク>として、徹底して空き家の持ち主に連絡を取り、家を地域のために貸して欲しいとお願いをしました。家主の方も地域のために低家賃で了承して下さいました。

<雑誌の取材>

実行班挙げての歓迎のもと、取材は順調に進み、次のような、写真付き見開き2ページの記事になりました。

- ◆ 広瀬の全住民が参加している教育後援会が受け入れをし、平日にもかかわらず地域を案内してくれたこと。
- ◆ 広瀬中学校の軟式テニスは、広島県でも上位を独占するほどの学校であること。町からバスで通ってくる程の学校であること。
- ◆ 物件データは、家賃が年間1万円から5万円の間であること。(但し、自分で日曜大工をしての修理が必要)
- ◆ 畑付きで貸すことと、定住が条件の10年契約であること。
- ◆ 最大の条件は子供連れでの移住者募集であること。



▲ 広瀬から福山市を望む

雑誌の効果というものはジワジワと出てくるものですが、待望の問い合わせは、本が出てすぐにもあり、最終的には7件の問い合わせとなり、その中でも一番子沢山の家族を選んだのです。

<初めての家族・待望の受け入れ>

期待と不安の中、地域と学校がボランティアで家の清掃と一部補修をし、引越の荷物運びも集まった15~20人で、手伝ったのです。これをきっかけに事態は大きく変わっていきました。

<新聞記事が全国に流れる>

その後、新聞にも取り上げられ、数種の雑誌への投稿もしました。おかげで、問い合わせが殺到し、嬉しい悲鳴とともに、対応に追われました。最終的には、約80件の問い合わせと延べ30組の現地見学があり、平日にも交代で案内する中、移住者の選考をしなければならない程になったのです。

<1996年、用意した空き家が全部埋まる>

自然を愛し、その中で生活を楽しもうという人達で空き家は次々に埋まってしまいました。広瀬の人口の約1割に当たる、7家族31人の受け入れができ、何と今では、空き家待ちの状態になっているのです。

<保育所問題プロジェクトチームの結成>

しかし、保育所廃園の危機は未だに去っていません。何としても廃園は避けたいと、1996年にはプロジェクトチームが結成されました。このチームでは討論を重ねた結果、まずは、地域の共有地を借り受け、ボランティアで山の整地を市小さな小屋を作り上げ、ふれ愛の丘と名付けました。現在は町から畑を作りに来ている人達の休息小屋として、また子ども達の遊び場として利用されています。毎日の畑仕事の繰り返しの中で、野菜を大きく丈夫に育てることがいかに素晴らしいことか、先人達の苦労を偲びながら、炭を焼き、蕎麦や麦を植え全て自足を目指している人もいます。自分達の子や孫の時代に責任を果たして行くと言う考えの人がたくさんいるのです。今、広瀬ではダムの建設とからめて、この地域を次の世代にどのように渡していこうとするの

か、真剣な議論が、「人徳は才能の主人であって、才能は人徳の召し使いである」とする多くの人達によって為されようとしています。

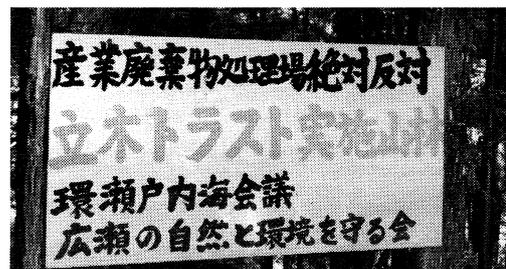
<産廃が来る>

生氣のある以前の広瀬を取り戻したい、学校が無くならないようにするには、どうしたら良いかと言う活動の最中、1994年の年末に新たな産業廃棄物処理施設の設置申請が県に提出されたのです。

(トラストニュース No13 参照)

この自然と地域のために都会の人達を受け入れようと柔軟な考えをした広瀬の人達が立ち上がったのです。現在、産廃申請書の情報公開を県に求めた裁判も継続中です。住民に情報を開示せず、頑なに拒否をしている県の姿勢には、不信感を乗り越えて悲しささえ覚えます。既に、5回の公判が終わっていますが、毎回、地域を挙げてマイクロバスを借り、約30名が平日にもかかわらず傍聴に行くのです。産廃への関心が、時間を経れば経るほど深くなって行くのが判ります。

手探りの活動の中から、ダイオキシンの毒性を知ること、家庭でのトレーの回収を呼びかけたり、既にダンプ街道と化している道の支障木の伐採作業などを行っています。



今、広瀬青年部では豊かな自然環境を残し、他地域の人々を受け入れて行きつつ、エネルギー・ゴミ問題も含めて、地域の自給自足の生活様式を夢見ています。

最後になりましたが、皆様のお陰を持ちまして、立ち木トラストが、この広瀬の地に立ち上がりましたことに大変感謝し、お礼申し上げます。

現在も、少しずつですが、確実に進行しています。

今後も引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。

東広島市

何故、ゴルフ場！水道水源「田房ダム」真上に

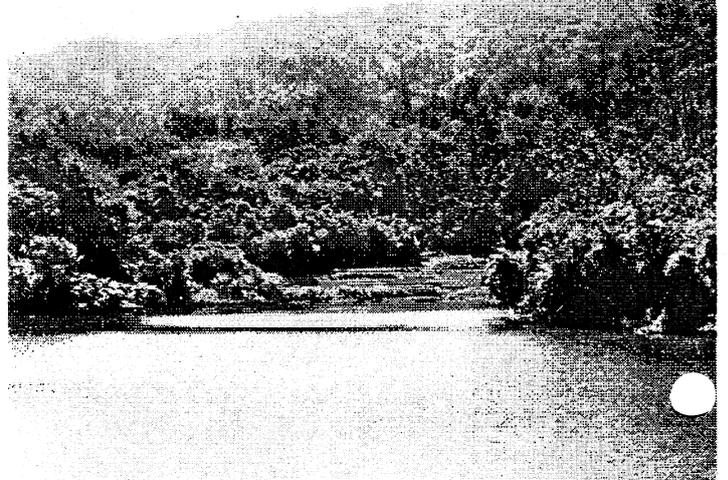
— 「かけがえのない水源の森」守れと法的手段で訴える —

田房ダム上流のゴルフ場建設反対協議会 事務局長 西尾俊博
(739-01)東広島市八本松町正力 130-31 Tel(Fax) 0824-28-4716

環瀬戸内海会議総会で報告させて戴きましたように、東広島市のゴルフ場（恋文字ゴルフ場）建設問題は、市のかげがえのない水道水源の直上流域を含む、黒瀬川、沼田川の最上流域の森林など 161haを開発することから、多くの周辺住民が反対し続けております。市内には、既に7カ所のゴルフ場が営業しており、さらに、恋文字ゴルフ場を含む3カ所が計画されております。県内自治体では最高で、10カ所では市の面積の4.4%にもなります。まして、市民約5,000人が利用する水道水源「田房ダム」の直上数10mしか離れていない「水源の森」を開発し、ゴルフ場を造成するという非常識な行為を黙って見過ごすことは出来ません。

私たち「協議会」は、中心として活動している3団地（正力団地、グリーンタウン、桜台団地、合計450世帯）の総会の決議、「認可がされたといって黙って見過ごすことは出来ない。法的手段に訴えても反対運動を続ける」を受け、許可の取消を求め、行政不服審査請求（都計法、森林法、砂防法、農地法）を行って参りました。残念ながら、審査請求の都計法については棄却、農地法については却下されました。森林法と砂防法は審査中です。こうした状況の中、3回の勉強会、〔第1回 ゴルフ場建設による自然環境への影響（広島大学総合科学部 中根周歩教授）、第2回 反対運動の法的手段について（山田延廣、山本一志、池上 忍弁護士）、第3回 ゴルフ場の地下水汚染の実態（林 勤先生）〕を行い、3団地でアンケート調査した結果、「裁判をした方がよい」が有効回答数の72%もあり、裁判の準備に入りました。

裁判は、許可の取消を求める行政訴訟と工事差し止めの仮処分申請などを予定し、原告団への参加を呼びかけております。現在、約280人が委任状を提出し、最終的には300人くらいの原告団になると思われまます。



田房ダム堰堤からのゴルフ場建設が計画される水源の森

私たちは、この裁判で市民約5,000人が利用するかけがえのない飲料水源「田房ダム」と「水源の森」の保護、保全及び黒瀬川、沼田川の「水源の森」を開発することによる農業用水、地下水への悪影響、災害の誘発と自然環境の保護などを訴えていきたいと考えております。

また、9月14日、4月に設立した「田房ダム流域の水源の森基金」の全国的な展開を目指し、「発足会」を発起人の方々の参加、メッセージを戴き開催致しました。

裁判の費用などは、3団地の自治会の支援、「水源の森基金」などのカンパで賄っていきたくて考えております。「水源の森基金」は、裁判などの他、将来的には田房ダム及び黒瀬川、沼田川の上流域の「水源の森」を保護、保全するために使わせて戴きたいと考えております。皆様方のご支援、ご協力を戴ければ幸いです。

田房ダム流域の水源の森基金

田房ダム流域の水源の森を保護するため、「カンパ」をお願い致します。

私たちは、次に世代にかけがえのない大切な自然と命の源である飲料水の水源を残したいと考えております。しかし、このままでは、飲料水水源の「田房ダム」と黒瀬川、沼田川の上流域の「水源の森」が開発され、ゴルフ場が建設されます。これらの「水源の森」を守るために「カンパ」戴いたお金を使わせて戴きます。皆様方のご支援、ご協力をお願い致します。

【振り込み先】

郵便振替口座番号 01310-1-2416

又は、郵便貯金口座番号（記号）15110（番号）19909721

口座名称「田房ダム流域の水源の森基金」

連絡先 会長 宮本 國義 (739-01)東広島市八本松町正力 358-15 Tel(0824-28-2070)

事務局 伊沢 恵子 (739-01)東広島市八本松町正力 44-154 Tel(0824-28-5868)

北九州市 曾根干潟

**SAVE
SOME WETLAND**
曾根干潟を守る会
[セイヴ・ソネ・ウエットランド]

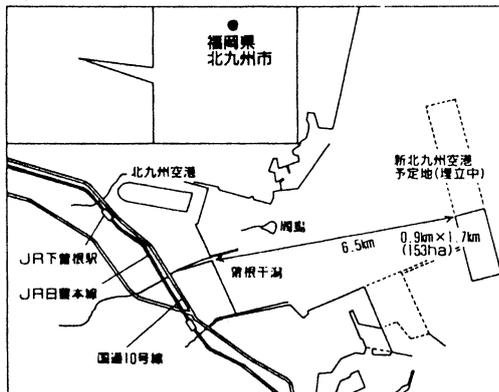
山本哲江

曾根干潟は、福岡県北九州市の東部、小倉南区の曾根地区の海岸部に広がる最大干出面積約 500ヘクタールの前浜干潟である。その東部には広大な周防灘が広がり、北、西、南側はコンクリートで護岸された海岸線となっている。後背地に広がる曾根新田はおよそ 200 年前の 1700 年代の末食料増産を目的にそね干潟の一部を干拓したものである。曾根新田とそれを挟み込むように 4本の小河川が干潟へ流入しているが、これらの河川、曾根新田、曾根干潟には、ここ 10 数年多種の鳥類の飛来によって多くのバードウォッチャーが頻繁に訪れている。また沖に浮かぶ間島には 30 年前の植生が保たれており、曾根干潟の底生生物調査によって明らかになった生物多様性を示す 1 つとなっている。世界総数のほぼ一割、200 羽以上のズグロカモメや、ツクシガモ、ダイシャクシギなどの鳥類、生きた化石カブトガニ、東京湾での脚立釣りで有名だったアオギス、間島の植物、クロヘナタリ、シマヘナタリ、マゴコロガイ、そしてゴカイなどの底生生物の所在が次々各方面から来られる多くの研究者によって明らかにされている。

このような豊かな生態系を擁す曾根干潟も開発によって破壊の危機にさらされている。干潟から沖合い 6、5km のところには、2005 年開港を予定している新北九州空港の建設予定地の一部として 153ha の人工島があるが、1994 年 10 月より、総面積 373ha に拡張するため、関門土砂による埋め立て工事が進行している。埋め立ては「九州を代表する干潟の一つ・多様な生物・きわめて重要な地域・保全と万全を期する必要」という環境庁の意見書をもって開始されたが、あさりの減少、干潟の形状層質の変化を指摘する声が聞かれ、浚渫の影響が非常に心配される。

1994 年周防灘地域開発構想が出され、続いて市の広報には FAZ 計画（フォーリンアクセスゾーン＝輸入促進地域の略称、日本の貿易黒字解消のため、輸入を増やすための特別な地域として、全国に 12 箇所指定）が登場した。新北九州空港は、加工された輸入食品を仕分け、配送する 24 時間離着陸可能な空の物流拠点にするという、伴って東九州地域の大開発を予定している。

日本の経済発展は心の荒廃、自然破壊を招いてきたことに多くの人が気づいている。27% という穀物自給率はもはや砂漠地帯並みであり、先進国では類を見ない低さである。にもかかわらず、日本は海外からの食品輸入を促進するという。まして経済は今大きく揺れ動いている。ほんとうにこのような選択がすこやかな未来を招来するのだろうか。生命をつなぐ一人の人間としての声をもっと生かされなければならない。



報告 瀬戸内法改正プロジェクト

大阪湾会議・播磨灘を守る会 服部 豊

1996年8月24日(土)に、愛媛県松山市で始まった瀬戸内法改正プロジェクトも、その後、今年3月22日(木)の香川県高松市での第2回学習会、8月7日(木)の第3回学習会と、3回の学習会を重ねてきました。

当初は雲をつかむような構想であった瀬戸内法改正も、この一年余りの活動の中で、現行の瀬戸内法の中身、法の果たしてきた役割、問題点について、瀬戸内海沿岸の各地の状況を踏まえた上で検証を行い、瀬戸内沿岸住民の必要とする瀬戸内法の改正についての方向を定めるに至りました。

1973年に5年間の時限立法として成立した瀬戸内法は、沿岸に立地する工場からの工場排水が瀬戸内海の環境破壊(公害)の主たる原因であるとして、工場排水の水質規制と、排出源である工場の立地を抑制するために瀬戸内海における埋立てを原則として禁止しました。

この法律の制定と同じ年1973年には偶然にも石油危機が発生し、製鉄所や石油化学プラントに代表される臨海工業地域が新規に立地する経済的な状況はなくなってしまいました。

従って、瀬戸内海がその後、壊滅的な環境破壊を免れたのは瀬戸内法の効果か、経済状況の変化の為なのかは厳密には判定できません。

ただ、瀬戸内法の制定後も瀬戸内海の埋立ては続き、1973年から95年の間に、3934件、9743haの埋立てが行われています。

埋立ての目的は、従来の工場用地の造成から、廃棄物の最終処分場、下水処理場、港湾施設、空港などに変化してきました。規模は小さいながらも漁港の拡張・近代化を目的とした埋立ても各地で行われています。環境保全に資すれば例外的

に埋立てを認めるということで、関西空港も廃棄物の広域最終処分場である大阪湾フェニックスも実現されました。最近では、山口県岩国の米軍飛行場の沖合展開のための埋立てや神戸空港計画が進行中です。

瀬戸内法の立法の精神はどこへ行ってしまったのでしょうか。

赤潮の発生状況、昨年の愛媛県宇和海における養殖真珠貝の大量死などの例を見ても、海の生態系の変化、すなわち生物種の減少、多様性の喪失がその背景にあると考えられます。

川にはダムや堰が築かれ、海への砂の供給が減少している状況にあつて、海底の砂を採取することが認められていることは、生態系の保全にとって明らかに有害です。海砂の採取を禁止する方向で検討していた広島県が、これをさらに5年間延長することに方針を転換したことは許すことができません。また、広島県瀬戸田町では、漁場の造成を理由として、海底に土砂を投棄することが行われています。

来年、1998年で瀬戸内法は満25歳となります。私達は瀬戸内海の再生に向けて、埋立ての全面禁止、海砂の採取・海底への土砂投棄などの海底の現状変更の禁止、山・川・海をネットワークする視点からゴルフ場・廃棄物埋立て処分場・ダム・河口堰等の設置を許さないという方向で、今後瀬戸内法改正の具体的な「改正案」の作成に着手します。また、環瀬戸会員・団体に対してアンケート調査を実施します。

さらに、瀬戸内海環境保全審議会に対して、意見交換・提言を行っていきます。

アンケート（瀬戸内法改正プロジェクト）

- 環瀬戸内海会議は「瀬戸内海を毒壺にするな」の言葉のもとに1990年結成以来、ゴルフ場開発や、廃棄物問題にとりくんできました。
- 1973年「瀕死の瀬戸内海を救え」と超党派の議員立法として国会で成立したのが、瀬戸内法（瀬戸内海環境保全特別措置法）です。その後四半世紀を経て、この法律が機能してきたかどうかを積極的に見直していこうというのが、当プロジェクトです。皆様の実感をお寄せ下さい。

①あなたは「今よりずっときれいだった」瀬戸内海の思い出をもっていますか。(いつごろのどんな思い出?)

㊦はい

㊧いいえ

②1970年前後、瀬戸内海の危機が叫ばれたころの思い出はありますか。(どのような思い出)

㊦はい

㊧いいえ

③瀬戸内海を守ろうとしてできた「瀬戸内法」成立後の25年間でどうなったと思われますか。(複数選択可)

㊦よくなった (どのように)

㊧悪くなった

㊨その他

瀬戸内海の環境についてのアンケートを実施しています。ご協力をお願いします。



郵便はがき

50円切手をおはり下さい。

7 9 4

愛媛県今治市

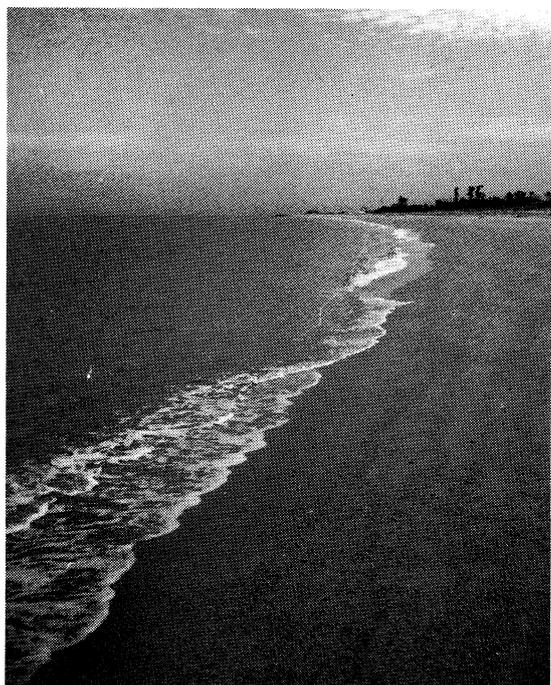
別宮町九一七―四

環瀬戸内海会議

(瀬戸内法改正プロジェクト)

阿部悦子行

ご住所・お名前



▲「瀬戸内法に違反しない」との最高裁判決により埋め立てられた織田が浜(埋め立て前)

④瀬戸内海の問題で特にどんな点が気がかりですか。(○をつけて具体的な地名があれば書いて下さい)

㊦埋立て

㊧廃棄物

㊨藻場消失

() () ()

㊩砂利

㊪水質

㊫その他()

() () ()

⑤「瀬戸内法改正」に向けての当会の動きをどう思いますか。

㊦賛同する

㊧わからない

㊨その他

⑥ご自由にご意見を。ありがとうございました。

()

第二、第三の豊島をつくらないために、美しい豊島を取り戻すために

私たちは昨年、豊島に出会った。豊島に起きたわが国最大・最悪の有害産業廃棄物の不法投棄、そしてそれは今なお放置されたままで総量 51 万トンにも及び、高濃度のダイオキシンやPCBなどの多種多様な有毒物質が含まれ、瀬戸内海に浸出しているといわれる。そこでは、儲かれば良いという悪質な処理業者と、違法と知りつつ安上がりな処理を委託した排出業者、そして違法な実態を知らながら有効な指導監督を怠った香川県行政の姿を見た。それから一年、豊島の動きを簡単に報告する。

【豊島住民「島内中間処理」受け入れ決議】

豊島住民は昨年 11 月 24 日、第二回豊島住民大会において「第二、第三の豊島をつくらないために」、10 年を要し、二次公害の恐れもある未知の技術による「島内中間処理」を受忍し、しかも「金やない、きれいな島を取り戻したいだけだ」と、二十年に余る歴史の中で受けてきた被害に対する損害賠償放棄をも決議した。そして環瀬戸内海会議と住民の共同作業による「未来の森」トラストもスタートした。

【御嵩町・豊島住民、産廃で連帯と交流を誓う】

5 月 5 日、御嵩町町議や住民とともに豊島を視察した柳川町長は、豊島住民との交流集会で中坊弁護団長と対談、産廃問題で連帯と交流を約束した。双方ともに県との対応に苦慮し、都会のゴミを一方向的に過疎地へ押し付けられてきたこの国の「ひずみ」を象徴していた。

【豊島の不安と苦痛に目を逸らす香川県】

そして 5 月 15 日、公調委から突然突きつけられた中間処理の最終合意案。香川県は 6 月 16 日、受け入れを回答した。そこでは「不安と苦痛を受けた」の表現が削除された。香川県は「廃棄物の認定を誤り、適切な指導監督を怠り、深刻な事態を招来した」ことを認める意向は明らかにしたものの、その結果として、豊島住民が余儀なくされた「不安と苦痛に満ちた二十余年の歴史」に目を逸らしたままである。香川県は、昨年末の民事訴訟で司法さえ認めた豊島が傷ついた現実、住民の被った不安と苦痛を認めず、その将来を豊島住民とともに考えないのならば、行政としての実質的責任の放棄に等しい。今、国が中間処理のための支援を表明し、香川県も同じく予算を成立させた。しかし香川県の姿勢は「自ら蒔いた種を自ら刈る」ことなのは、誰の目にも

明らかだ。しかも、それは豊島住民の受容と、豊島住民をはじめとする国民の税金にによって。

【豊島、運動の再構築へ】

公調委の最終合意案を前に、豊島住民は 6 月 22 日、「産廃撤去を実現させる豊島住民大会」を開催した。合意案の内容が県よりであることを踏まえ、合意案の諾否にかかわらず、足元からの運動を立て直し、自ら立ち上がり一人一人の結束で下から上を動かす運動の再構築を目指すことを決議し、この日は産廃撤去への「再出発」となった。豊かなふる里をわが手で守ろうと誓い、そして歴史の批判に耐える解決を目指して。その後、中間合意案の諾否について地域でミニ集会を開催して議論を重ね、7 月 13 日、再度住民大会を開催することを決めた。



【環瀬戸内海会議「豊島特別決議」を採択】

私たち環瀬戸内海会議は、6 月 28～29 日の第 8 回総会において「豊島産廃問題早期解決のための特別決議」を

採択し、今後、税金による中間処理の事業主体となる香川県に対し、次のことを強く申し入れた。

- ①、香川県知事は、ここに税金という国民の力を借りて、自らの過去の過ちの後始末を行うという事実を認め、豊島事件の発生した原因と結果とその責任を明らかにし、豊島住民はもとより瀬戸内沿岸住民、しいては広く国民に謝罪すること。
- ②、香川県は、二度とこうした不幸な事件が起らないようにするにはどうすればよいか、行政の責任として自らの行いをもって明らかにすること。

【「中間合意」は出発点】

7月13日、あらためて開かれた「産廃撤去を目指す豊島住民会議」は、産廃中間処理に向けた中間合意案の受け入れを決議した。山陽新聞は7月15日付で、大見出しに「罪なき人々”苦渋の決断”とうたった。産廃に22年間苦しみ続け、島の早期再生を願う豊島住民にとり、まさに苦渋の決断だった。最終案は、

- ①、香川県が廃棄物の認定を誤り、適切な指導監督を怠り深刻な事態を招いた。
- ②、香川県が主体となって、産廃を無害化する中間処理を行い、不法投棄現場を産廃が持ち込まれる以前の状態に戻すことを目指すとしている。

この案では、県の責任は玉虫色、結果として豊島住民が余儀なくされた「不安と苦痛に満ちた二十余年の歴史」に目を逸らした、県寄りの表現の中間合意となった。豊島住民にとって不本意であり、到底納得のいくものではない。問題点として、

- ①、「住民が不安と苦痛を受けた」の表現が、香川県の拒否で削除され、行政責任と住民被害はきわめて不十分な認定となり、また謝罪もない。
- ②、しかも、香川県は被害者はいなかったとしながら、いないはずの被害者に損害賠償請求の放棄を強いた。これは、憲法17条で「何人も、公務員の不法行為により損害を受けた時は…国または公共団体に、その賠償を求めることができる」とされる損害賠償請求権の放棄を強制する行為といえはしないか。

- ③、中間処理のための技術検討委員会への住民のオブザーバー参加を認めず傍聴に留められた。
- ④、中間処理用地(近々住民の共有となる不法投棄現場)の無償使用を強要し、今後の処理に際し豊島住民の関与を排除しようとした。
- ⑤、豊島住民に迷惑はかけていないのだから、香川県は今後の豊島のありかたについて協議に応じる必要はないとした。
- ⑥、新たな公害を発生させない方法により処理が行われるの一節も削除された。

合意とは裏腹に、「官のむびゆう性」に固執してきた県に対する住民の不信感はさらに強まった。公調委が、「県と住民の間で信頼関係が築かれていない」として、合意文書の送付により合意の成立としたのは、その証左だろう。また、この合意では、現時点では産廃の島外撤去・島の再生という島民の願いにはほど遠く、中間合意は決して「一件落着」ではない。

【住民無視、傲慢な香川県】

8月7日、中間処理のための技術検討委員会が発足した。しかし、香川県が公平中立な作業を進める保証は全くない。あに凶らんや、検討委の事務局でしかない香川県が、技術検討委員会発足前に、中間処理調査のためのコンサルタント会社選定を進め、住民はおろか公調委、検討委も知らぬ間に調査業務委託契約を締結していた。しかも調査目的の表現まで変更していたのだ。マスコミ関係者も「中間合意後、香川県は態度が桁外れにでかくなった」と言う。この契約はその表れだろう。住民はおろか公調委や技術委すら無視の構えに見える。

こんな香川県に対し、行政責任をさらに追及し、技術検討委員会ははじめ、処理に関する情報を公開させねばならない。ひとり豊島住民の闘いとしることなく、国民的世論を巻き起こす島外からの闘いが益々要請されている。ささやかな営みかも知れないが、「豊島・未来の森」トラストが、島外からの闘いの一翼となりたい。私たちの問題でもあるのだから。

(1997. 10. 8 ゴミ問題プロジェクト 松本宣崇)

総会報告
総会報告

台風の吹き荒れる、6月28、29日。70名もの参加をいただき、環瀬戸内海会議の第8回総会を、香川県高松市の玉藻会館に於いて、開催しました。テーマは「未来は今しか守れない好きです瀬戸内海」

28日、集会の記念講演は中京大学教授でエントロピー学会代表の河宮信郎氏。

公共工事は、自然破壊だけでなく、国の財政をも破綻させながらお進められて行く構図を、分かりやすく話していただきました。

—各地からの報告—

☆産廃問題で、豊島と吉永町、牛窓町から。

☆ゴルフ場問題で、東広島で裁判を始める話を

☆海の埋め立て問題で、北九州の曾根、岩国、神戸空港から発言がありました。

翌29日は総会。

会計報告はこのページに記載しています。

—今年の方針—

☆瀬戸内法改正プロジェクトは阿部さんが代表瀬戸内各地の事例を調べて、現法の問題点を探る。試案をできるだけ早く作る。

☆ゴミプロジェクトは松本さんが代表。未来の森トラストの拡大を図る。秋に豊島で植樹を行う。福山市加茂町でトラストを始める。メンバーの連絡を密にする等。

又、立木トラストの契約終了が近づくので、対応を協議することになりました。

1996年度収支報告書(1996. 4. 1~1997. 3. 31)
(収入の部)

費目	金額	備考
前期繰越金	1,119,659	*285,316(普通) *229,287(振込) *500,000(定額) *105,056(現金)
会費収入	948,000	*団体@5,000×44口(220,000) *個人@2,000×364口(728,000)
立木バンク代金	310,927	*立木@1,500×207.28本(内預り一本@700×207本=144,900)
「未来の森」トラ	1,048,500	*一口@1,500×699口(内預り未払金一口@1,000×699口=699,000)
豊島集會参加費	112,216	*11/23~24日(豊島集會参加料残り)
本代收り	17,500	*地球からのメッセージ@500×35冊
諸カンパ	144,000	
受取利息	2,200	*元加利息
合計	3,703,002	

(支出の部)

費目	金額	備考
事務所費	120,000	*広島 20,000×6ヶ月(96.10月~97.3月)
事務局経費	140,000	*岡山 30,000 *松山 60,000 *瀬戸内プロジェクト 50,000
事務消耗費	10,705	*クリアファイル等
通信費	225,737	*トラストニュース発送費 178,620 *地球からのメッセージ送料 5,690 *電話料 8,287 *「未来の森」トラストの木口ネット連絡発送費 33,140
印刷費	263,702	*トラストニュース 71,507 *振込用紙 26,800 *タックシール等 10,000 *豊島シール 103,000 *チラシ 15,000 *封筒 24,000 *コピー 8,295 *入金お願い 5,100
立木ボランティア	128,000	*立木(苗木代) 68,000 *立木ボランティア経費 神戸、香川(各30,000)
立木バンク	544,000	*豊島トラスト170本分
総会費用	60,000	*講師謝礼 40,000 *通信費 20,000
副代表者会議費	51,576	*会議室使用料 7,156 *旅費半額補助 44,420
渉外費(会費)	5,000	*ゴルフ場問題全国連絡会会費
支払手数料	1,341	*振込料
合計	1,550,061	
(収入) (支出) (残高) (預り未払金) (次期繰越金)		
※ 3,703,002 - 1,550,061 = 2,152,941 (※843,900 ※1,309,041)		
次期繰越金	1,309,041	*578,213(普通) *872,330(振込) *500,000(定額)
預り未払金	843,900	*202,398(現金)

会計監査報告

1996年度の会計を監査いたしました結果、帳簿、証拠書類等は明確に処理されており適正であったことを報告いたします。

1997年6月29日

監査

前田 俊英

福崎 裕夫

—— ご入会と会費納入の方々（6月～） ——

阿武 秀治	安藤 津子	石井 亨	石橋 真知子	植田 勝博	上田 順子
上田 淑	上元 勝太郎	奥田 澄	小滝 悦子	河村 益廣	河村 保郎
小林 勝彦	齋藤 巖	齋藤 幾子	齋藤 うめ子	坂本 りえ子	佐々木 京子
篠崎 英代	高嶋 須美子	瀧本 京子	辻 素子	土井 和子	土井 亮子
永井 靖二	中村 峰子	那須 茂	那須 澄雄	西川 恵子	沼田 照枝
服部 豊	原戸 眞視	日高 清司	廣瀬 清	藤井 純子	保田 茂
松尾 和子	松永 裕子	村上 ちどり	山崎 千津子	渡辺 美津子	渡辺 公三

----- ご入会ありがとうございました -----



～ 各地 事務局から ～

岡山 松本宣崇

今年の春、植樹した「豊島・未来の森トラスト」の苗木は順調に育っています。



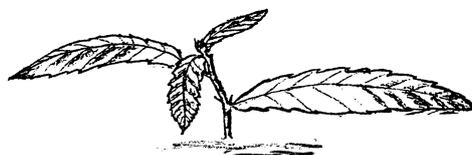
愛媛 中村みや子

「岩国沖の藻場を埋め立てないで」という、メッセージ入りの葉書7000枚は売り切れしました。11月の岩国集会に向けて増刷します。岩国集会では藻場の見学会もします。多くの参加をお待ちしています。



東京 倉橋澄子

11月には帰りますが、今アメリカの娘の所におります。皆様はお元気でご活躍ください。



神戸 畑 理恵

立木ボランティアで苗木を送った仮設住宅にも、あき家が目立つようになりました。苗木たちは新居に連れていってもらえたでしょうか。励ましの一つであることを願った苗木が、無事育ちますように…

広島



立木トラスト、立木バンクに加え個人会員や団体会員の名簿やお金の整理等をしています。頼りになる？事務局長の原戸、几帳面でしっかりものの小滝、Sサイズでこぶ付きの藤井が狭い事務所でやっています。

秋の集会のご案内！

—命の海を埋め立てるのは誰のため？—

現在では、瀬戸内海最大級の藻場となった岩国の海を見に行きませんか。
 かけがえのない 80 ha もの藻場をつぶし、215 ha の埋立て地を基地拡張のために作ろうとしています。
 皮肉にも、基地があるために、岩国沖には 50 年も前の、戦前の海がそのまま残っています。
 「見納め」になろうとしている瀬戸内海最後の藻場の海を見に行きましょう！
 そして、なにができるか考えましょう。

日時：1997年11月15・16日

場所：岩国市民会館（岩国市役所前）

朝日軒（交流会・宿泊）

参加費：宿泊・交流会 8,000円 集会 無料

15日 13:30 記念講演 山本 哲江 さん
 （曾根干潟を守る会代表）

14:30 風の座「光の海」コンサート
 上田 達夫 さん（椿窯 主宰）

15:00 パネルディスカッション

16日 9:00 瀬戸内法改正に向けての学習会

13:00 現地見学会

15:00 解散

問い合わせおよび宿泊申し込み

環瀬戸内海会議広島事務局

〒733 広島市天満町 9-8

Tel&Fax 082-296-1444

共催：岩国市職労、平和研究所

ピースリンク広島・呉・岩国

森と水と土を考える会

〈お知らせ〉

環瀬戸内海会議で、現在とりくんでいる「乱開発を止めるためのトラスト」は以下の通りです。

- ・豊島・未来の森トラスト（1口 1,500円 4口で1本の植樹または育林）
- ・広瀬を守る産廃反対トラスト（1本 1,500円 立ち木バンクで募集中）
- ・当ニュースでご紹介している「田房ダム流域の水源地の森基金」にも、ご協力をお願いします。
- ・「岩国基地沖の藻場・干潟を埋めないで」の絵葉書申し込みは、愛媛県北条市光洋台 1-27

Tel. 089-994-1809 中村ミヤ子まで

〈アンケートのお願い〉

現在、環瀬戸内海会議では、瀬戸内法改正問題プロジェクトで、瀬戸内海を埋立てや廃棄物から守るための法整備を検討しています。

そこで、会員の皆様に、アンケートのご協力をお願いします。



〈編集後記〉

10月26日の神戸市長選挙では、自民党から社民党まで6党推薦の笹山氏に対して、市民団体等が「神戸空港建設凍結」を鮮明にして推した大西氏が小差に迫る善戦を果たしました。

「震災からの復興と生活の再建は、公共事業や開発と共存せず」と判断しはじめた神戸の人たちの声に、これからの瀬戸内海再生のきざし、開発行政から生活環境行政への時代の転換を読みとることはできないでしょうか。瀬戸内海を守るために、周辺からも神戸空港反対の声を大きくしてゆきたいと思います。㊤

（新年度が始まりました。会費の納入をお願いします）

瀬戸内トラストニュース 第14号 1997年10月30日発行

環瀬戸内海会議代表 阿部 悦子

〒794 今治市別宮町 9-7-4 TEL 0898-32-0100 FAX 0898-23-9162

広島事務局「森と水と土を考える会」気付

〒733 広島市天満町 9-8 TEL&FAX 082-296-1444

郵便振替 01390-8-25742 加入者 瀬戸内トラスト



**岩国基地沖の
藻場、干潟を埋めないで**

Don't Reclaim the Seaweed Bed and
Intertidal Flat of the
U.S. Iwakuni Bases, Japan

© KENRO HASEGAWA 環瀬戸内海会議